

## 山形県公立大学法人評価委員会規則

平成20年10月14日

山形県規則第87号

最終改正 平成22年4月1日山形県規則第27号

山形県公立大学法人評価委員会規則をここに公布する。

### 山形県公立大学法人評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県公立大学法人評価委員会条例(平成20年10月県条例第48号)第6条の規定に基づき、山形県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の庶務に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の庶務)

第2条 委員会の庶務は、総務部学事文書課及び健康福祉部健康福祉企画課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第33号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第27号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。